

# 令和4年度 5月専決予算 及び 6月補正予算(案) の概要

今回の補正予算は…

- ① 新型コロナウイルス感染症対策 **緊急支援策「第16弾」**
- ② 将来を見据えた重点施策

予算規模

5月専決予算

**1億3,096万円**

6月補正予算

**3億3,054万3千円**

区 分	金 額 (千円)			増減率 (%)
	令和4年度	令和3年度	増 減	
当初予算額	27,777,000	29,030,000	△1,253,000	△4.3
専決予算額	130,960	357,821	△226,861	△63.4
補正予算額	330,543	310,466	20,077	6.5
補正後予算総額	28,238,503	29,698,287	△1,459,784	△4.9

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することで、生活の支援を行います。

(国の5万円支給分に市独自分5万円を上乗せします)

支給額 児童一人あたり 一律 10万円

### 支給対象者 (ひとり親世帯分)

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
※児童扶養手当にかかる支給限度額を下回る者に限る
- (3) 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

### 支給対象者 (その他世帯分)

- (1) 令和4年度分の市民税均等割が非課税で、次の①～③のいずれかに該当する方
  - ①令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けている方
  - ②令和4年5月分から令和5年3月分の児童手当・特別児童扶養手当の認定・額改定の認定を受けた方  
(他市町村からの転入、児童の養育状況に変更がないものを除く)
  - ③ ①、②の要件に該当しない方で、令和4年3月31日において平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの児童を養育している方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の市民税が非課税世帯と同じ水準となっている方

健康福祉部 長寿介護課、社会福祉課

## 高齢者・障がい者 生活支援商品券給付事業

予算額 1億2,440万円

長引くコロナ禍及び国際情勢の不安定化に伴う物価高騰等の影響などを踏まえ、「高齢者」や「障がい者」の生活を支援するため、うずとく商品券を給付します。

### 1. 対象者 (基準日：令和4年7月1日時点)

- ① 鳴門市在住で、令和4年度中に65歳以上となる方
- ② 鳴門市在住で、障がい者手帳をお持ちの方

※ ①と②の重複給付はありません。

### 2. 支給金額

上記対象者一人あたり、うずとく商品券5,000円分を支給します。



× 10枚

教育委員会 教育総務課

健康福祉部 子どもいきいき課

予算額 **4,027.1万円**  
(歳入減額分含む)

予算額 **1,400万円**

## 学校給食費負担軽減支援事業

## 高校生等応援臨時特別給付事業

### ■事業概要

### ■事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化やウクライナ情勢等による物価高騰に伴う学校給食費の値上げ等の負担を軽減するための支援をします。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による物価高騰の影響を受ける高校生等のいるご家庭の昼食代にかかる経済的負担を軽減するための支援をします。

### ◆対象

### ◆対象

- ① 市内小中学校に通う子どもがいるご家庭
- ② 市外の小中学校に通う市内在住の子どもがいるご家庭

高校生相当の子どもを養育する世帯で、保護者の住民登録が鳴門市にあり、支給月まで引き続き住民票を有している方。養育している保護者に支給します。

### ◆支給内容

### ◆支給内容

- ① 2か月分の学校給食費を免除します。
- ② 子ども一人あたり1万円を支給します。



高校生相当の子ども一人あたり **1万円**を支給

産業振興部 商工政策課

予算額 **600万円**

## 【原油価格高騰対策】 タクシー・運転代行事業者緊急支援事業

### ■事業概要

原油価格高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれるタクシー事業者・運転代行事業者の事業継続を支援するため、市内事業者に対し支援金を給付します。

### ◆対象事業者

市内に本社または営業所を持つ  
タクシー事業者及び運転代行事業者

### ◆支給内容

稼働する車両台数 × **10万円**  
※1事業者あたりの上限100万円



環境共生部 クリーンセンター廃棄物対策課

予算額 **215万円**

## 【原油価格高騰対策】 環境衛生事業持続化給付金事業

### ■事業概要

燃料費等の高騰による影響を受けている環境衛生関係の許可業者に対して、環境衛生の安定的な事業継続のため、支援金を給付します。

### ◆対象事業者

一般廃棄物処理業の本市許可業者



### ◆支給内容

車両台数 × **5万円**  
※収集量に応じて車両台数に上限あり



産業振興部 農林水産課

産業振興部 水産振興室

予算額 **2,230**万円

予算額 **1,720**万円

## 農業担い手生産維持支援事業

## 水産業燃油価格高騰緊急対策事業

### ■事業概要

長期化するコロナ禍やウクライナ情勢などを背景とした燃油・原材料等の価格が高騰する中、本市農業の将来を担う農業者に対する経営安定と産地の持続的発展をはかるため支援金を給付します。

### ■事業概要

長期化するコロナ禍やウクライナ情勢などを背景とした燃油等の価格高騰により、大きく経費が増加している市内漁業者に対し、現在の厳しい状況を乗り切るための緊急対策として支援金を給付します。

### ◆対象者

本市の認定農業者、認定新規就農者



### ◆支給内容

上記対象者に対して、一律 **5万円**を給付します。

### ◆対象者

市内漁業協同組合の組合員

※ 漁業実績の証明等を確認いたします。



### ◆支給内容

上記対象者に対して、一律 **5万円**を給付します。

産業振興部 商工政策課

予算額 **784.4万円**

飲食店・観光事業者

新メニュー・新商品開発支援事業

## ■事業概要

飲食店・観光事業者のウィズコロナ期における売上向上、また、アフターコロナを見据えた新たなチャレンジを支援するため、**市の特産品を使用し、新メニュー・新商品開発**を行う事業者を支援します。



### ◆対象者 以下の2点を満たす①～④の事業者

- ・市内に本店又は事業所を有する法人又は個人
- ・申込時点で営業しており、今後も事業継続の意思がある者

- ① 飲食店を営む事業者
- ② 宿泊施設を営む事業者
- ③ 観光施設を営む事業者
- ④ 土産物小売店等を営む事業者

### ◆支給内容

1事業者あたり **5万円**

予算額 **145.6万円**

移住交流促進PR事業

## ■事業概要

コロナ禍によるテレワークの普及など、地方移住への関心が高まっていることから、「**移住交流PR大使**」を委嘱するとともに、新たな移住コンセプト「**半農半X**」などの情報発信を行い、本市への移住交流の促進を図ります。

### ◆移住交流PR大使の委嘱

→本市出身の元プロ野球選手・里崎 智也 氏

### ◆新たな移住コンセプト「半農半X」によるブランディング

→全国的に知名度の高い本市の農業に焦点を当てた移住PR

半分農業、半分別の仕事=X 新しいライフスタイルの推進

## なると周遊キャンペーン事業

予算額 1,197万円

自家用車等を利用する観光客をターゲットに、SA（サービスエリア）や市内の道の駅等を活用し、県外からの観光誘客を図るとともに、市内周遊を促進し、滞在時間の延長を促すことを目的にキャンペーン事業を実施します。

### ▶ カプセル自販機企画

市内の土産物店や飲食店、観光施設等で利用できるクーポン券が当たるカプセル自販機を、県外からの観光客が多く利用するSA等に設置し、本市への誘客を図ります。



### ▶ ETCの利用明細を用いたクーポン企画

ETC無線通行により鳴門IC・鳴門北ICの出口を利用した観光客が、指定の場所でETCカードを掲示すると、市内の土産物店や飲食店、観光施設等で利用できるクーポン券との引き替えができる企画を行い、本市への誘客を図ります。





## 消防団員処遇改善事業

予算額 1,940.2万円

地域防災力の中核をなす消防団員の士気向上や、家族等の消防団活動への理解を深めるとともに、住民等の加入促進を図るため、消防団員報酬の見直しを実施し、処遇改善を行います。

< 現行 >

階級	報酬額
団長	99,000円
副団長	65,000円
分団長	44,000円
副分団長	33,000円
班長	22,000円
団員	13,500円
機能別団員	7,000円



< 改正後 >

階級	報酬額
団長	99,000円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
班長	37,000円
団員	36,500円
機能別団員	18,500円



令和4年6月1日



# 鳴門市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度導入について

## 制度の概要

互いをパートナー、または家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」であることを市に対して宣誓し、市がその宣誓を受理したことを公に証明する制度



## 宣誓を行うことができる方

- ・成年に達している方
- ・一方または双方の性的指向が異性愛のみでない方または性自認が戸籍上の性と異なる方など

## 宣誓の流れ

- ①事前予約（7日前までに）
- ②来庁して宣誓
- ③受領証などの交付

# 関連施策

## 申請書等の性別欄廃止

市役所で使用している各種申請書等について、法令等に定められているものや業務上必要である場合を除き、性別記載欄があった192件の申請書等のうち82件の性別記載欄を削除することとしました



## 性的マイノリティに関する電話相談



相談日時 毎月第3土曜日  
15:00~19:00  
電話番号 090-5273-1302

性的マイノリティに関するさまざまな悩みや不安について、電話による相談を令和4年4月から受け付けています